

# (仮称) 文化芸術に関する条例 (原案) に関するパブリック・コメント用資料

～みなさんのご意見をお寄せください～

## 1 はじめに

文化芸術は、文化芸術基本法にその定めがあるように、人々の創造性をはぐくみ、表現力を高め、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。

市はこれまで、「文化芸術を総合政策として推進するための基本的な方針」を策定し、いくつかのモデル事業を通して、文化芸術による地域課題の解決に取り組んでおり、さらなる活動基盤の整備及び環境の形成が重要となっております。

また、これまでにはなかった、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がその活動に大きな影響を及ぼしており、この新たな脅威への対応を余儀なくされております。

そのような中、市といたしましては、文化芸術の灯を消すことなく、一層の活性化に向けて、文化芸術に関する条例の制定を検討しております。

まず検討にあたりまして、文化芸術活動を行う団体及び文化施設等の利用者へのアンケートを実施し、併せて社会教育委員会に諮問いたしました。今後、パブリック・コメントの結果も踏まえた答申を予定しております。つきましては、条例案に対するご意見を下記のとおり募集します。

## 2 意見募集概要

### (1) 意見募集の期間

令和3年11月3日(水曜日)～令和3年12月2日(木曜日)

※郵送の場合は、12月2日(木曜日)付けの消印まで有効

### (2) 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名及び連絡先を明記の上、別紙意見提出用紙にてご提出ください。

※その他の用紙でも構いません。ただし、住所、氏名及び連絡先はご記入ください。

#### ■ 郵送・持参

〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地

吉川市役所 生涯学習課あて

#### ■ 意見提出箱への投函

「意見提出箱」設置場所

- ・生涯学習課(市役所2階)・市役所1階市政情報コーナー・中央公民館
- ・おあしす・駅前市民サービスセンター・旭地区センター
- ・平沼、東部、美南の各地区公民館・総合体育館

■ ファクス番号 FAX番号 : 048-981-5392

■ Eメール アドレス : syougai2@city.yoshikawa.saitama.jp

### (3) 意見の公表

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方と対応につきましては、取りまとめを行い、令和4年1月上旬頃を目途にホームページ等で公表する予定です。

### (4) 留意事項

- ① 記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は吉川市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- ② ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ③ 電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

### 3 主な内容

#### ○条例についての説明

(仮称) 文化芸術に関する条例 (原案)

(解説)

現時点では、「吉川市文化芸術基本条例」という名称で検討を進めています。条例の名称は、一般的に国の法律に準じた作りとなっています。「文化芸術基本法」に準じた名称としており、多くの自治体が同様の名称としています。なお、同法の前身は「文化芸術振興基本法」だったため、〇〇市文化芸術振興条例という名称も多数見られます。

(目的)

第1条 この条例は、吉川市における文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(解説)

この条例を制定する目的を定めます。文化芸術に関する施策を推進することで、心豊かな市民生活と、活力ある地域社会の実現を目的としており、目的達成に必要な理念や施策等を定めることを明記しています。

(定義)

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文化芸術基本法（平成13年法律第148条。以下「法」という。）に基づくものとする。

(解説)

文化芸術は多岐に渡ります。吉川市においては、文化芸術基本法に基づくものを文化芸術の対象として定義づけしています。

(基本理念)

- 第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う市民の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民の誰もが等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
  - 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
  - 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の継承及び発展が図られなければならない。
  - 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市の文化芸術が市内外に広く発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進が図られなければならない。
  - 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、人々が集まる場所での文化の発生及び発展の重要性を踏まえ、多様な交流の場を創出し、文化芸術の推進を図らなければならない。
  - 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術をコミュニティ、国際交流、子育て支援、高齢・障がい福祉、健康・体力づくり、環境、産業、まちづくり、観光、教育、シティプロモーションなど様々な分野に多面的に活用されるよう図られなければならない。

(解説)

文化芸術に関する施策の推進に当たっての基本的な考え方を定めています。第1項から第5項にかけては法の内容（基本理念）を踏まえた内容、第6項及び第7項につ

いては市独自の内容となっています。第6項では、人々が集まる場所で文化が生まれ、発展してきた日本の歴史を踏まえ、文化芸術の推進に当たっては、人々が集まれる場所、居場所づくりが重要であり、その確保を定めています。第7項は、市が策定した「文化芸術を総合政策として推進するための基本的な方針」に基づいた内容となっています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動を行うとともに、その多様な文化芸術活動を相互に理解し、尊重しあうよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第6条 文化芸術団体は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(解説)

第4条から第6条にかけては、市、市民、文化芸術団体の責務及び役割を示しています。それぞれが、文化芸術の推進に当たり、どのようなことに取り組むか等を定めています。

(基本計画の策定)

第7条 市は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 文化芸術推進基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 文化芸術基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(解説)

文化芸術に関する施策を推進するにあたり、基本計画の策定を定めています。基本計画とは条例を具体的にしたもので、今後の文化芸術に関する施策を推進し、実施するに当たっての根拠となってくるものです。

(審議会)

第8条 市は、文化芸術推進基本計画の推進及び達成状況の評価を行うため、法第37条の規定に基づき、吉川市文化芸術推進審議会を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) 文化芸術推進計画の策定、変更及び進行管理に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術施策の推進に関すること。
- 3 審議会の委員の定数は5人以内とし、次に掲げる者のうちから吉川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。
  - (1) 文化芸術団体の関係者
  - (2) 学識経験のある者
  - (3) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(解説)

文化芸術推進基本計画の達成状況の評価を行うため、審議会を設置することを定めています。評価にあたっては、実際に活動している団体等の声を踏まえた評価が望ましいことから、文化芸術団体の関係者や学識経験のある者に評価いただくとともに、時節に合った評価者が必要な場合も備えて、教育委員会が必要と認めた者も対象としています。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。